

一 従来ハ一人毎ニモデルヲ給シテ卒業製作ヲナサシメシガ爲

メ製作費ノ如キモ一人毎ニ貳拾五円ヲ要シ候處前項ノ如ク

変更スルニ於テハ製作費ニ多大ノ餘裕ヲ生ジ候ニ付其餘裕

ヲ以テ卒業期或ハ四年生等ノ平常ノ成績品ヲ製セシメ以テ

毎年度成績品展覽會出品ノ準備ヲナスコト

明治四十四年四月廿九日

塑造部受持教員

校長正木直彦殿

(「明治四十四年一月 教務内規、諸規定書類(教務掛) 至 明治四十五年」)

ただし、その後も塑造部生徒への一人当たり二十五円の治療費支給は停止されなかった様子である(⑩の項参照)。

### ⑧ 規則小改正

明治四十四年四月四日、東京美術学校規則第十二章第九十三条に次の語句追加(傍線部分)がなされた。

第九十三条 特待生ニシテ第二十八條ノ處分ヲ受ケタルトキ又ハ休學中ノ生徒若クハ再入學等ノタメ半途ヨリ就學スルトキハ一ヶ月金貳圓五拾錢ノ割ヲ以テ其月ヨリ授業料ヲ徴收ス

(「東京美術学校一覽 從明治四十四年 至明治四十五年」)

### ⑨ 西洋画科授業要旨改正

明治四十四年度中、各科授業要旨の西洋画科の分が次のように改

正された。

### 西洋畫科

西洋畫科ハ分チテ六教室トシ主トシテ木炭畫、油畫ヲ教授シ又鉛筆畫、水彩畫ヲ併セ授ク 而シテ特ニ課スル學科ヲ用器畫法、解剖學、遠近法トス

第一年ニ於テハ專ラ石膏像ニ據リテ木炭畫ヲ習得セシメ兼テ油繪ノ靜物畫風景畫等ヲ授ク 又隨時題ヲ課シテ構圖ヲナサシム 但シ此學年ニ限り木炭、水彩鉛筆ヲ以テ構圖ヲナサシム

第二年ニ於テハ木炭ヲ以テ人體ヲ寫生セシメ第三年第四年ニ於テハ油繪具ヲ以テ人體ヲ寫生セシム 油繪ノ靜物畫風景畫及構圖等ハ學年ノ進ムニ隨ヒ順次其程度ヲ高メテ之ヲ課ス

卒業期ニ入りテハ第一學期ニ於テ卒業製作ノ構圖ヲナサシメ第二第三學期ニ於テ其既成ノ構圖ニ據リテ製作ニ從事セシメ併セテ自畫像ヲ描寫セシム

風景畫ハ期日ヲ限定シテ郊外寫生ヲナサシメ構圖ハ主トシテ歴史及風俗ヲ課ス

各學年ノ課目ニ對シ一學期末毎ニ一回ノ競技ヲ施行シ技能ノ優劣ヲ判定ス

(「東京美術学校一覽 從明治四十四年 至明治四十五年」)

### ⑩ 卒業制作材料補給内規

本校火災以前に施行されていた補給内規は不明である。それ以後、明治四十四年制定のものを掲げる。

東京美術學校生徒卒業製作材料補給内規 明治四十四年七月十五日

第一條 各科卒業期生徒ニハ一人ニ付左記金額ノ範圍内ニ於テ卒業製作ニ要スル材料ヲ補給ス

前項ノ費用ハ同科内ト雖彼我流用スルコトヲ得ス 但シ共同製作ヲ許可シタル場合ハ此限ニアラズ

日本畫科 金拾五圓以内

西洋畫科 金拾五圓以内

彫刻科塑造部 金貳拾五圓以内

同 木彫部 金貳拾五圓以内

同 牙彫部 金貳拾五圓以内

圖案科 金拾五圓以内

金工科 金四拾圓以内

鑄造科 金參拾五圓以内

漆工科 金七拾五圓以内

第二條 材料ハ當該教官ニ於テ監督シ殘餘ヲ生シタルトキハ之ヲ返納スベキモノトス

第三條 本内規ニ依レル作品ハ生徒ニ於テ一部ノ材料ヲ自辨シタル場合ト雖本校ノ所有ニ歸スベキモノトス

但シ特ニ自費ヲ以テ製作スルコトヲ許可シタル場合ニアリテハ其作品ハ本人ニ交付スルコトヲ得

第四條 補給費額ハ各科主任教官ノ見込ニ依リ本内規ヨリ減額スルコトヲ得

第五條 圖畫師範科生徒ニハ本内規ニ依リ卒業前ニ於テ金七圓以

内ノ製作材料ヲ補給スルコトヲ得

〔自明治四十四年一月 教務内規、諸規定書類(教務掛) 至〕

① 東台画会(第一〜第三回展)

明治四十四年十二月十七日、本校日本画科の教員、卒業生、生徒から成る東台画会が組織された(516頁記事参照)。これは単なる同好者の集まりではなく、学校ぐるみの大組織で、正木直彦が会長に就任し、結城素明、山脇皓雲、勝田蕉琴、平田松堂、松岡映丘が委員に任命された。

第一回展は翌四十五年三月二十九日より四月四日まで本校工芸部教室で開催された。このときは校友会月報にも「出品百餘點に過ぎず、聊か物足らざる感あり」と記されているようにあまり成績は上がらなかつたらしい。ただし、『東京朝日新聞』(三月三十日)は

○東臺畫會展覽會 東京美術學校舊卒業生〔卒業生および在校生〕の日本畫家が新たに組織したる同會は廿九日より來月四日迄同校内に第一回展覽會を開いて居る、中に就て觀るべきもの二三を擧ぐれば友田活夫〔治〕氏の「魚籃」山下筑水氏の「枯野」吉原雅風氏の「山家の夏」本多天城氏の「山水」山村耕花氏の「湯女」小泉青堂氏の「羅漢」水島爾保布氏の「羅馬遣使」鶴田機水氏の「金溪の夏」伊藤龍涯氏の「大佛供養」で其他には隨分思ひ切つた珍作もある、最後に結城素明氏の「竹林七賢」と平福百穂氏の「東北の女」とは例によつて群を離れた天才的作品である事を一言して